

事務連絡
令和4年3月18日

各民間保育所園長様

川崎市こども未来局
保育事業部保育第1課長

令和4年度子どものための教育・保育給付費等の各種加算認定手続きについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、子どものための教育・保育給付費等の各種加算認定手続きについては、川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱第3条第4項により、対象となる加算が規定されているところですが、令和4年度における申請様式及び申請期限等について、次のとおり取扱うこととしましたので通知いたします。

1 5月6日までに申請していただく書類について

処遇改善等加算Ⅰの加算率認定については、年度初日の在籍職員の状況を踏まえ、所定の申請様式に必要となる資料を添付し、申請してください。

加算名	対象施設	協議様式等
処遇改善等加算Ⅰの加算率	全施設	処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書 【添付書類】 • 平均勤続年数計算書 • 処遇改善等加算率算定職員台帳 • 在職証明書 • 資格証

※処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの賃金改善計画書の提出については、詳細が確定次第、別途お知らせします。

2 5月末までに申請していただく書類について

次表に記載の加算については、4月以降、順次、申請が可能となりますので、対象施設は5月末までに、所定の申請様式に必要となる資料を添付し、申請してください。

加算名	対象施設	申請様式等
3歳児配置改善加算	対象施設のみ	3歳児配置改善加算認定申請書
減価償却費加算	対象施設のみ ※既に認定済の園は除く	減価償却費加算認定申請書 【添付書類】 • 建物を整備又は所得する際の契約書類の写し等
事務職員雇上費加算	全施設	事務職員雇上費加算認定申請書
栄養管理加算 (4月から栄養士を雇用している場合)	対象施設のみ	栄養管理加算認定申請書 ※調理員のみ雇用している場合は申請不要 ※年度途中で栄養士を雇用した場合は年度内において初めて適用となる月の翌月までに申請

3 8月末までに申請していただく書類について

休日保育については、休日保育の利用実績（前年度分と当年度4月～8月分）を添付し、申請してください。

賃借料加算については、園舎・園庭の認可面積の確定等が必要となりますので、賃貸借契約書の写し等を添付し、申請してください。

チーム保育推進加算については、処遇改善等加算Ⅰの認定に係る平均勤続年数が確定次第、申請してください。

加算名	対象施設	申請様式等
休日保育加算	対象施設のみ	休日保育加算認定申請書 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none">• 休日保育事業利用実績表
賃借料加算、 市賃借料加算	対象となる新設園及び定員・賃料等に変更のあった施設	賃借料加算等認定申請書 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none">• 賃貸借契約書の写し• 平面図
チーム保育推進加算	対象施設のみ	チーム保育推進加算認定申請書

4 12月末までに申請していただく書類について

次表に記載の加算については、3月分（地域活動事業費のみ2月又は3月分）として支給を行うものですが、対象施設は、12月末までに、所定の申請様式に必要となる資料を添付し、申請を行ってください。

加算名	対象施設	申請様式等
高齢者等活躍促進加算	対象施設のみ	高齢者等活躍促進加算認定申請書 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none">• 対象職員名簿• 対象職員雇用時間積算表• 該当者であることを確認できる書類• 雇用契約書の写し• 出勤簿又はタイムカードの写し
施設機能強化推進費加算	対象施設のみ	施設機能強化推進費加算認定申請書 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none">• 年間の防災計画等の写し• 積算根拠となる書類の写し
小学校接続加算	対象施設のみ	小学校接続加算認定申請書 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none">• 業務分掌表の写し• 小学校との接続を見通した保育課程の写し
第三者評価受審加算、市第三者評価受審加算	対象施設のみ	第三者評価受審加算認定申請書 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none">• 評価機関との契約書の写し
地域活動事業費	対象施設のみ	地域活動事業費認定申請書

5 随時、申請していただく書類について

産休等代替臨時職員雇用費については、有給による産休・病休制度を有する施設で、常時勤務する者が産休・病休等を取得し、代替となる臨時職員の雇用があった場合に、所定の申請様式に必要となる資料を添付し、申請してください。

施設長未配置減算については、施設長の人事費相当額が基本分単価に組み込まれたため、施設長を設置していない場合（実際に施設長がいる場合でも、職員配置上、施設長として専従できていない場合を含む）に申請してください。

土曜日閉所減算については、閉所日数に応じて減算となりますので、該当する場合に申請してください。

加算名	対象施設	申請様式等
産休等代替臨時職員雇用費	対象施設のみ	<p>産休等代替臨時職員雇用費認定申請書 【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none">出産予定日と出産日が分かる書類の写し（産休の場合）病休期間が分かるものの写し（病休の場合）産休等職員の出勤簿及び給与明細の写し代替臨時職員の雇用契約書の写し代替臨時職員の出勤簿及び給与明細並びに通勤届等の写し代替臨時職員の資格証の写し（保育士、看護師、栄養士のとき）
施設長未配置減算	施設長を設置していない施設	<p>施設長未配置減算認定申請書</p> <p>※ 所長設置加算については基本分単価に組み入れられたため、施設長が設置されていない場合（これまでの所長設置加算の要件をみなさない場合も含む）は減算となります。</p>
土曜日閉所減算	対象施設のみ	<p>土曜日閉所減算認定申請書</p> <p>※ 土曜日の閉所日数に応じて減算となります。</p>

6 障害児保育費加算認定事務の見直しについて

障害児保育費加算については、保育士の加配が前提です。対象となる児童及び保育士等の加配状況を踏まえ、対象施設は、所定の様式に必要となる添付資料を付けて、申請（協議）を行ってください。様式等の必要書類及び提出時期等については、別途通知いたします。

なお、令和4年度から書面による認定（夏頃）と行動確認等を要する認定（秋以降）の2回に分けて認定基準を見直す予定です。詳細については、別途通知します。

加算名	対象施設	申請（協議）様式等
障害児保育費 (通常保育の他に、一時保育・休日保育・年度限定保育利用児童分含む)	対象施設のみ	※様式等については、別途通知します。

7 障害児保育費認定が影響する加算の申請について

主任保育士専任加算、市主任保育士専任加算、療育支援加算については、障害児保育費の認定が影響することから、対象施設は、障害児保育費の認定結果の通知が届き次第、所定の申請様式に必要となる書類を添付し、申請してください。

加算名	対象施設	申請様式等
主任保育士専任加算、市主任保育士専任加算	対象施設のみ	主任保育士専任加算等申請書
療育支援加算	障害児保育費の認定と主任保育士専任加算の認定があった施設	療育支援加算認定申請書 【添付書類】 • 特別児童扶養手当の支給を受けている場合はそのことを証する書類（取扱注意）

(保育第1課 担当)
電話 044-200-2662